

4月25日、沖縄防衛局（以下、「国」という）は、辺野古海域の埋立に着手した。埋立工事が行われる海域は立入禁止海域とされており、浮標とフロートによって区切られた中で埋立が実施されている。

しかし、立入禁止海域における埋立は違法である。その理由を述べたい。

国は、仲井真前知事による「埋立承認」（2013年12月）に基づいて埋立を進めているが、埋立承認を定めている公有水面埋立法（以下、「埋立法」という）は「公共用水面」以外には適用できない



熊本 一規

# 論壇

い法律である。公共用水面とは、公共の福祉の維持増進を目的として、一般公衆の共同使用に供せられる水面のことである。海面で誰もが釣りや海水浴を楽しめるのは、それが公共用水面だからである。共同使用をできなくしたのだから、公共用水面でない水面にしたということであり、公共用水面でない立入禁止海域には埋立法を適用できない。従って、立入禁止海域設定に伴い、埋立承認はその法的根

## 辺野古護岸着工

### 立入禁止海域埋立は違法

ところが、国は、14年7月、キャンプ・シュワブ覚書に基づき、辺野古の埋立施行区域を臨時制限区域に指定し、立入禁止海域とした。これは何を意味するのか。立入禁止にして一般公衆の

ところ、国は、14年7月、キャンプ・シュワブ覚書に基づき、辺野古の埋立施行区域を臨時制限区域に指定し、立入禁止海域とした。これは何を意味するのか。立入禁止にして一般公衆の

「海は、古来より自然状態のまま一般公衆の共同使用に供されてきたところのいわゆる公共用物であつて、（中略）特定人による排他的支配の許されないものである」「立入禁止海域の設定」は、特定人（本件では国）による排他的支配を行う海域を設定するのであるから、田原湾最高裁判決に照らせば明らかに違法である。キャンプ・シュワブ覚書は、国内法の改正を伴わない限り、法的拘束力を持つものではない。国内法の改正は田原湾最高裁判決に鑑みて不能であるが、仮に法改正がなされて立入禁止海域の設定が可能になったとしても、「立入禁止海域における埋立が違法である」ことには何の変わりもない。田原湾干潟訴訟における最高裁判決が示しているものは、海は誰もが使用できる公共用水面であるから、立入禁止海域を設定できないということである。しかし、国は、キャンプ・シュワブ覚書に基づき、辺野古海域を立入禁止海域とし、公共用水面でない水面にした。公共用水面でなくなった以上、埋立はできない。国は違法行為に手を染めつつある。（明治学院大学教授・漁業法、東京都杉並区、67歳）